平成4年金ケ崎町告示第150号

(趣旨)

第1 この要綱は、持家普及による定住促進を図るため、住宅金融支援機構(以下「支援機構」という。)又は金融機関から融資を受けた持家建設者に対し、予算の範囲内において支援機構又は金融機関からの借入れに対し支払う金利の一部を補助することに関し、金ケ崎町補助金交付規則(昭和42年金ケ崎町規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 持家 自ら居住する目的をもって新築し、又は購入する家屋であって、床面積が5 0平方メートル以上280平方メートル以下のものをいう。
- (2) 持家建設者 町内に持家を建設する者又は購入する者をいう。
- (3)金融機関 支援機構融資取扱金融機関及び農業協同組合並びに同種の職業又は事業等に従事する者が、一定の事故に関して適切な給付を行うため、相互扶助、相互救済を目的として特別法の定めに従って組織する共済組合、中小企業協同組合及び年金福祉事業団法(昭和36年法律第180号)に基づいて設立された特殊法人並びに貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に基づき登録をしている貸金業者(出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和58年法律第33号)附則第9項に規定する日賦貸金業者を除く)であり、住宅建設資金の貸付を行っている者をいう。
- (4) 町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費をいう。
- (5) 略
- (6)宅地開発計画区域 金ケ崎町宅地開発指導要綱(平成16年金ケ崎町告示第88号) 第3に定める宅地開発計画区域をいう。
- (7) 持家取得日 持家の登記事項証明書中、当該建設に係る表題部の「原因及び日付」 又は購入に係る権利部(甲区)の「権利者その他の事項」欄に記載の日をいう。

(補助対象者)

- 第3 この要綱に基づいて補助を受けることのできる者は、持家建設者で当該建設又は購入に必要な資金(土地購入資金を含む。以下「建設等資金」という。)を支援機構又は金融機関から借り入れたものであり、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 町税等を完納している者
- (2) 当該持家に住所を有する者

(補助の対象となる建設等資金)

第4 補助は、持家建設者が支援機構又は金融機関から借り入れた建設等資金のいずれか を対象とする。

(補助額及び補助期間)

- 第5 補助額は、第4に規定する建設等資金の借入金額に年利1パーセント以内の割合を 乗じて得た額又は補助期間において1月から12月までに支払った利子のいずれか低い 額とする。ただし、次の各号の区分により限度額を定める。
 - (1)特定団地に持家を建設した場合は、1年度あたり30万円とし、総額90万円とする。
 - (2) 宅地開発計画区域(特定団地を除く。) に持家を建設した場合は、1年度あたり2 0万円とし、総額60万円とする。
- (3)前2号に該当しない場合は、1年度あたり15万円とし、総額45万円とする。
- 2 補助期間は、第6に掲げる補助金の交付認定をした日の属する月から36月とする。 ただし、持家建設者が持家の所有者でなくなったときは、補助期間内であっても持家の 所有権を失った日の属する月の翌月以降の期間については、補助金を交付しないものと する。

(補助金の交付認定)

- 第6 補助金の交付を受けようとする者は、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて持家取得日の属する月から6月以内に町長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (4)返済予定表の写し
- (5) 工事請負契約書又は建物の売買契約書の写し

- (6) 持家の付近見取図
- (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、その結果を金ケ 崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付認定(不認定)通知書(様式第2号)により 申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

- 第7 第6第2項により交付の認定を受けた者(以下「交付認定者」という。)は、申請 内容に変更が生じたときは、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付認定変更申 請書(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更する認定内容を金ケ崎 町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付認定変更通知書(様式第4号)により申請者に 通知するものとする。

(包括承継)

- 第8 交付認定者が死亡した場合において、第3の規定に該当する包括承継者がいるときは、当該包括承継者に対し、交付認定者の残余の補助期間について引き続き補助金を交付するものとする。
- 2 前項の包括承継者は、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金包括承継届出書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 支援機構又は金融機関からの債務引受に関する通知書の写し
- (2)包括承継を証する書類

(補助金の交付申請)

- 第9 交付認定者は、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付申請書(様式第6号) に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 利子支払証明書(様式第7号)
 - (2)委任状(第11第2項に規定する補助金の請求及び受領の権限を受任できる金融機関から借り入れた場合のみ)
- (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請期日は、第6第2項に規定する交付認定において決定した補助金 の交付年度のうち、補助金の交付を受けようとする年度の1月末日までとする。

(補助金交付の決定)

第10 町長は、第9第1項に規定による申請があったときは、申請内容を審査し補助金 交付の可否を決定し、その結果を金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付決定(却 下)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第11 第10の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金請求書(様式第9号)を毎年2月末日までに町長に提出するものとする。
- 2 交付決定者は、金融機関に補助金の請求及び受領の権限を委任することができる。
- 3 委任を受けた金融機関は、金ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金請求書(様式第 9号)を交付決定者に代わり提出するものとする。

(補助金の支払)

- 第12 町長は、第11の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金を支払うものとする。
- 2 町長から補助金の支払を受けた金融機関は、原則として受領した日に交付決定者に支払うものとする。

(補助金の返還等)

- 第13 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は利子補給金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (2) その他町長が不当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を全部又は一部を取り消したときは、金 ケ崎町住宅建設資金金利負担軽減補助金交付取消通知書(様式第10号)により交付決 定者に通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、そ の返還を命ずることができる。

(延滯利息)

第14 第13第2項の規定により補助金の返還を命じられ、納期までに納付しなかった 者は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金につき年10.95パ ーセントの割合で計算した延滞金を町に納付書によって納入しなければならない。ただ し、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除する ことができる。

(報告、調査及び指示)

第15 町長は、補助に関することについて必要あるときは金融機関及び補助金の申請者 に対し報告を求め、調査及び指示することができる。

(協議事項)

第16 町長は、この要綱に基づく補助事業を円滑に運営するため必要な事項について金融機関と協議するものとする。

(補則)

第17 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

別表 (第2関係)

団地名	分譲者名
サンライズ上平沢	金ケ崎町
	旧金ケ崎町土地開発公社
湖水パークかいだん	金ケ崎町
	旧金ケ崎町土地開発公社
田園パーク横道	金ケ崎町
	旧金ケ崎町土地開発公社